

環境省 資源循環政策第 1908061 号

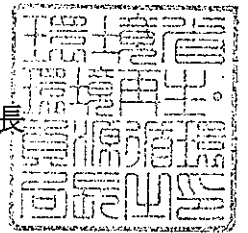
環境省 資源循環政策第 1908063 号

令和元年 8 月 6 日

公益社団法人 日本医師会

会長 横倉 義武 殿

環境省環境再生・資源循環局長



廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、コンゴ民主共和国で感染が拡大しているエボラ出血熱について、世界保健機関が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であることを宣言し、国際的な感染拡大の可能性も指摘されている現下の状況に鑑み、政府においても、エボラ出血熱対策に関する関係閣僚会議及びエボラ出血熱に関する関係省庁対策会議を設置し、発生時の対応について関係機関間相互で改めて確認を徹底等することとしております。

エボラ出血熱については、その感染経路は接触感染であるとされています。エボラウイルスを始めとする人が感染し、及び感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の取扱いに関し、関係者が取るべき措置等について取りまとめた「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月）を環境省ウェブサイト（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>）に掲載していますので、貴会会員への周知等に御活用下さい。